

# 平成26年度 第1回京都府入札制度等検討委員会

## 次 第

日時:平成26年10月17日(金)

(15:00 ~ 17:00)

場所:御所西 京都平安ホテル

2階 朱雀

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 前回委員会以降に実施した入札制度の運用状況等について

(資料1)

(2) 品確法・建設業法・入契法等の改正について

(資料2)

(3) 測量等業務委託に係る最低制限価格の設定について

(資料3, 5)

(4) 物品調達における府内中小企業に限定した入札の実施について

(資料4, 5)

(5) 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び  
労働環境の確保に係る指針の改正について

(資料6, 7)

### 4 閉 会

# 京都府入札制度等検討委員会

## 委員名簿

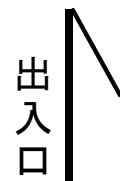
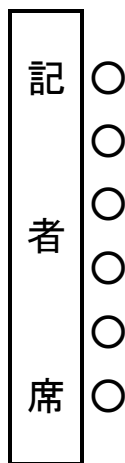
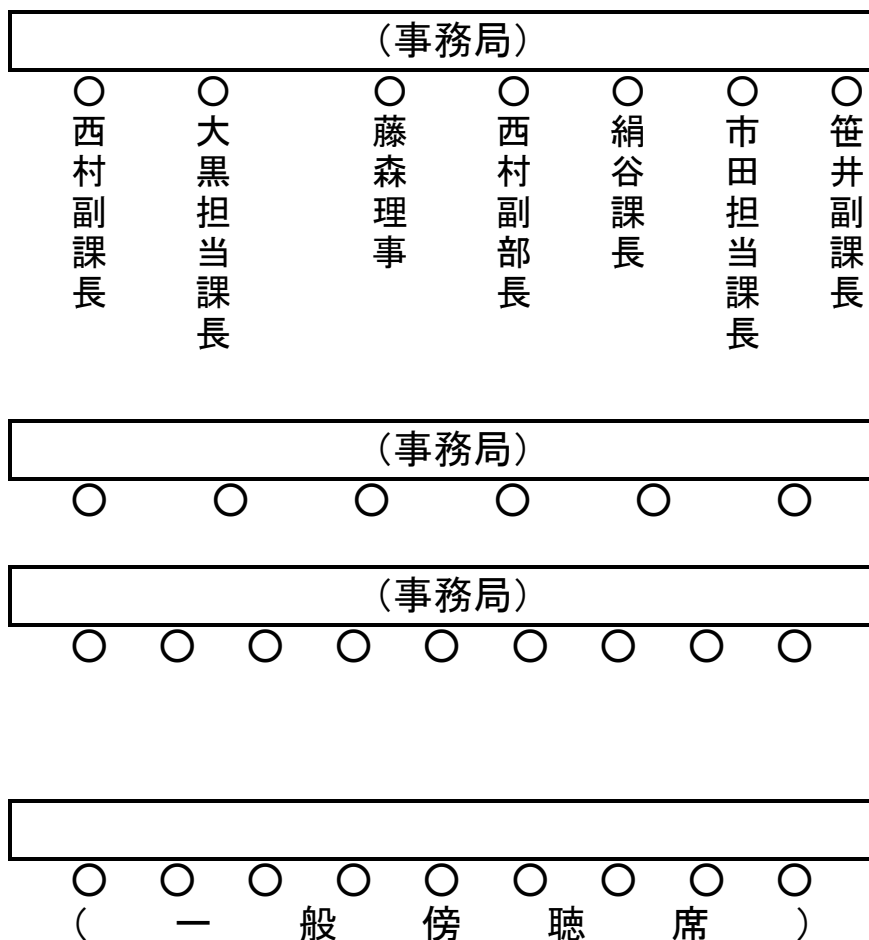
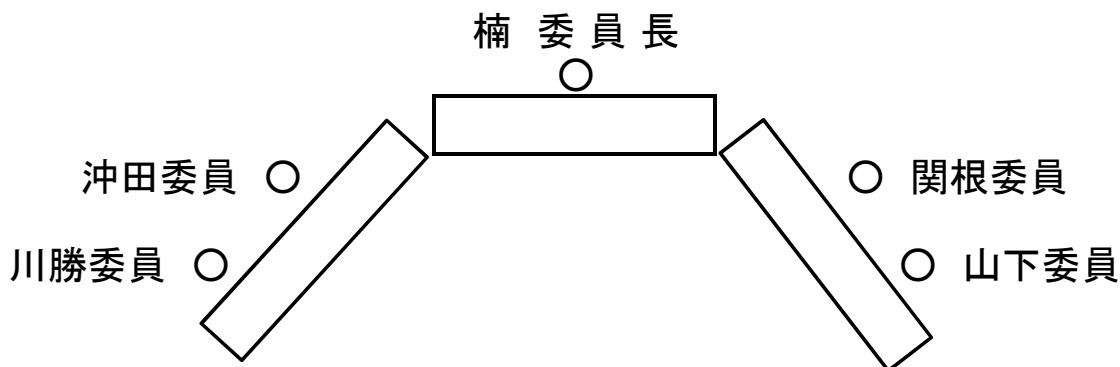
平成26年10月17日現在

役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法科大学院教授	
委員	おきた やすひこ 沖田 康彦	京都府商工会連合会会長	
	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	せきね えいじ 関根 英爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	
	やました のぶこ 山下 信子	弁護士	

（敬称略、委員は五十音順）

# 平成26年度 第1回 京都府入札制度等検討委員会 座席図

平成26年10月17日  
場所:御所西 京都平安ホテル  
2階 朱雀



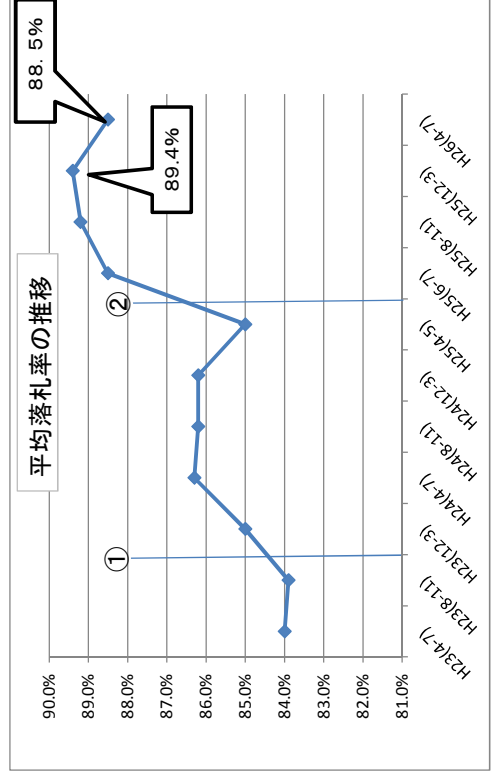
入札制度改革前後

契約件数・平均落札率・平均参加者数 及び くじ引き・失格発生状況

	23年度 (4~7月)	23年度 (8~11月)	23年度 (12~3月)	24年度 (4~7月)	24年度 (8~11月)	24年度 (12~3月)	24年度 (4~7月)	24年度 (8~11月)	24年度 (12~3月)	25年度 (4~5月)	25年度 (6~7月)	25年度 (8~11月)	25年度 (12~3月)	25年度 (4~7月)	26年度 (4~7月)
契約件数	221	569	526	245	494	568	1,307	114	194	640	582	1,530	320		
平均落札率	84.0%	83.9%	85.0%	86.3%	86.2%	86.2%	86.2%	85.0%	88.5%	89.2%	89.4%	88.9%	88.5%		
平均参加業者数	16.4	18.4	17.2	13.6	16.4	15.3	15.1	14.1	13.0	11.4	10.1	11.3	11.5		
不調・不落発生件数 (発生率)	0	0	0	1 (0.4%)	5 (1.0%)	3 (0.5%)	9 (0.7%)	1 (0.9%)	2 (1.0%)	26 (4.1%)	35 (6.0%)	64 (4.2%)	3 (0.9%)		
くじ引き発生件数 (発生率)	53 (23.9%)	120 (21.1%)	55 (10.5%)	25 (10.2%)	56 (11.3%)	77 (13.6%)	158 (12.1%)	24 (21.1%)	21 (10.8%)	47 (7.3%)	33 (5.7%)	125 (8.2%)	35 (10.9%)		
失格発生件数 (発生率)	151 (68.3%)	401 (70.5%)	391 (74.3%)	158 (64.5%)	330 (66.8%)	394 (69.4%)	882 (67.5%)	79 (69.3%)	126 (64.9%)	359 (56.1%)	329 (56.5%)	893 (58.4%)	198 (61.9%)		

① 最低制限価格等の見直し

② 最低制限価格等の見直し



<摘要>

- 競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事が対象  
(同期間内に契約したものを紙入札を含む)

## 予定価格の事後公表の試行状況について (H25.4～H26.7)

	対象: 予定価格(税込)4,500万円以上の建設工事			
	平成25年度		平成26年度(H26.4～H26.7)	
	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表
件数	320	96	28	43
平均落札率	89.1%	89.2%	89.6%	89.0%
平均参加者数	10.3	7.3	8.4	14.5
くじ発生率	5.9%	1.0%	3.6%	0.0%
失格発生率	52.5%	59.4%	42.9%	72.1%
平均失格者数	3.5	2.1	2.2	3.9
予定価格超過発生率	-	16.7%	-	46.5%
平均予定価格超過者数	-	0.2	-	0.7

### 【参考】総合評価案件と価格競争案件との比較(H26.4～H26.7)

	対象: 予定価格(税込)4,500万円以上の建設工事						
	総合評価案件			価格競争案件			全体
	事前公表	事後公表	計	事前公表	事後公表	計	合計
件数	1	32	33	27	11	38	71
平均落札率	88.4%	89.0%	89.0%	89.6%	89.1%	89.5%	89.2%
平均参加者数	7	11.8	11.7	8.4	22.5	12.5	12.1
くじ発生率	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	2.6%	1.4%
失格発生率	0.0%	75.0%	72.7%	44.4%	63.6%	50.0%	60.6%
平均失格者数	0.0	2.9	2.8	2.3	6.7	3.6	3.2

# 最低制限価格の改正に係る検証について

	開札日	件数	くじ発生率	失格発生率	落札率	平均		
						参加者数	失格者数	
基準価格 H23.12 改正前	H22.4～H23.3	1,415	33.1%	67.7%	83.9%	17.1	4.5	補正係数 ↓ α 導入
	H23.4～H23.12	965	21.3%	70.1%	84.0%	17.4	5.4	
	計	2,380	28.4%	68.7%	84.0%	17.2	4.8	
基準価格 H23.12 改正後	H24.1～H24.3	320	7.8%	81.6%	85.6%	17.5	5.6	補正係数 ↓ α 導入
	H24.4～H25.3	1,265	12.7%	69.8%	86.2%	15.4	4.8	
	H25.4～H25.5	124	20.2%	67.7%	85.3%	13.8	4.5	
	計	1,709	12.3%	71.9%	86.0%	15.7	4.9	
基準価格 H25.5 再改正後	H25.6～H26.3	1,427	7.5%	57.9%	89.2%	11.1	2.8	
	H26.4～H26.7	354	11.6%	61.3%	88.6%	11.2	2.5	
	計	1,781	8.3%	58.6%	89.0%	11.2	2.7	

対象：電子入札システムで入札執行された建設工事(予定価格1億円未満)

## (1) 低入札価格調査の改正に係る検証について

開札日	件数	調査発生率	無効発生率	調査基準価格未満契約		同左契約の 平均落札率	平均		
				件数	発生率		参加者数	調査者数	無効者数
基準価格 H23.12 改正前									
H22.1～H22.3	8	62.5%	62.5%	4	50.0%	79.8%	6.8	2.6	1.0
H22.4～H23.3	54	72.2%	50.0%	33	61.1%	77.0%	9.0	3.0	1.3
H23.4～H23.12	14	57.1%	42.9%	6	42.9%	76.8%	8.1	2.5	1.1
計	76	68.4%	50.0%	43	56.6%	77.2%	8.6	2.9	1.2
基準価格 H23.12 改正後									
H24.1～H24.3	11	81.8%	63.6%	9	81.8%	75.9%	6.7	3.4	1.1
H24.4～H24.9	15	26.7%	26.7%	3	20.0%	82.7%	4.9	0.9	0.5
H24.10～H25.3	30	63.3%	56.7%	4	13.3%	79.3%	9.2	2.3	2.1
H25.4～H25.5	1	0.0%	0.0%	0	0.0%	—	4.0	0.0	0.0
計	57	56.1%	49.1%	16	28.1%	78.0%	7.4	2.1	1.5
基準価格 H25.5 再改正後									
H25.6～H26.3	71	42.3%	36.6%	6	8.5%	81.2%	4.8	0.6	0.5
H26.4～H26.7	12	41.7%	41.7%	1	8.3%	68.0%	5.3	1.9	1.5
計	83	42.2%	37.3%	7	8.4%	79.3%	4.9	0.8	0.6

対象:建設工事(予定価格1億円以上)

※件数率

※金額率

## (2) 低入札価格調査の厳格化に係る検証について

開札日	件数	調査発生率	無効発生率	調査基準価格未満契約		同左契約の 平均落札率	平均		
				件数	発生率		参加者数	調査者数	無効者数
調査 厳格化前									
H23.4～H24.3	24	66.7%	54.2%	14	58.3%	77.0%	7.6	2.8	1.1
H24.4～H24.9	11	27.3%	27.3%	3	27.3%	82.7%	5.4	1.2	0.5
計	35	54.3%	45.7%	17	48.6%	77.3%	6.9	2.3	1.0
厳格化後 H24.10～ H26.7									
H24.10～H25.3	19	78.9%	78.9%	0	0.0%	—	11.7	3.0	3.0
H25.4～H26.3	42	45.2%	45.2%	0	0.0%	—	5.8	0.6	0.6
H26.4～H26.7	7	57.1%	57.1%	0	0.0%	—	6.4	2.1	2.1
計	68	55.9%	55.9%	0	0.0%	—	7.5	1.5	1.5

対象:建設工事(予定価格1億円～5億円、厳格化後は厳格化対象工事のみ)

# 平成25年度発注類型別一覧表

対象：予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事  
(平成25年4月1日～平成26年3月31日契約分)

営業所在地	類型番号	発注工事内容	件数	報告等の対応方法
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	21	施工可能な府内企業がないか、極めて少数なことが明確な工事の類型であるため、落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	
	3	法面処理等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	27	
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工事	114	
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	18	
府内	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	2	入札公告前に入札監視委員会で個別案件ごとに報告し、落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
	8	WTO対象工事	2	落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
	小計		184	
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	0	落札決定後に定例審査会において、抽出案件として審査
	空欄	従来の府内向け発注	1,346	落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
合計			1,530	

※類型番号1～8:例外的に府外企業に入札参加を認める工事

	件数 a	件数比率 (a/平成25年度発注件数)	契約金額合計(千円) b	契約金額比率 (b/平成25年度発注契約金額)	平均落札率	平均参加者数
府外企業への参加を認めた件数	184	12.0%	22,453,469	32.0%	91.4%	3.4
府内企業が落札した工事	47	3.0%	3,870,715	5.5%	91.7%	3.7
府外企業が落札した工事	137	9.0%	18,582,754	26.5%	91.3%	3.3

※ 府内企業が落札した契約金額合計については、JV構成員の府内受注額を含む。



# 発注類型別一覧表

対象：予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事  
(平成26年4月1日～平成26年7月31日契約分)

営業所在地	類型番号	発注工事内容	件数	報告等の対応方法
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	5	施工可能な府内企業がないか、極めて少数なことが明確な工事の類型であるため、落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	
	3	法面処理等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	9	
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工事	20	
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	9	
	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	0	
	8	WTO対象工事	0	
	小計			
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	0	落札決定後に定例審査会において、抽出案件として審査
	空欄	従来の府内向け発注	277	落札決定後、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例審査会で事後審査
合計			320	

※類型番号1～8：例外的に府外企業に入札参加を認める工事

	件数 a	件数比率 (a/今期全件数)	契約金額合計(千円) b	契約金額比率 (b/今期全契約金額)	平均落札率	平均参加者数
府外企業への参加を認めた件数	43	13.4%	2,561,465	19.2%	91.6%	4.2
府内企業が落札した工事	9	2.8%	1,033,182	7.7%	92.7%	3.4
府外企業が落札した工事	34	10.6%	1,528,283	11.5%	91.3%	4.4

※2 府内企業が落札した契約金額合計については、JV構成員の府内受注額を含む。

## 入札契約制度見直しに係る進捗状況調査結果

### 1 調査対象工事数

	H26第1四半期	H25第1四半期
対象全工事数	270件	223件

### 2 調査結果内訳

#### (1) 元請下請関係の適正化（元下指針遵守状況）

	H26第1四半期	H25第1四半期
「施工体系図」「下請契約書の写し」提出率	100%	100%
工事現場における「契約遵守窓ロステッカー」掲示率	100%	98.1%

#### (2) 府内企業への発注の徹底

	H26第1四半期	H25第1四半期
関連工事数〔対象全工事数-（未着手工事+下請無工事）〕	134件	106件
うち府外発注発生件数（発生率：発生件数/関連工事数）	20件（14.9%）	32件（30.2%）

○ 府外企業への下請発注が発生した主な理由

- ・ 発注量増加のため、対応できる下請企業が見つからなかった。
- ・ 施工できる府内企業がなかった。（側溝切断工、港湾ブロック据付、法面等）

#### (3) 建設資材の府内調達

	H26第1四半期	H25第1四半期
関連工事数〔対象全工事数-未着手工事〕	180件	156件
うち府外発注発生件数（発生率：発生件数/関連工事数）	6件（3.3%）	8件（5.1%）

○ 建設資材の府外発注が発生した主な理由

- ・ 府内に調達先がないため。
- ・ 仕様で府外メーカー品指定のため。

#### (4) 重層的な下請構造の改善

	H26第1四半期	H25第1四半期
重層下請発生件数（建築一式3次超、建築一式以外2次超）	0件	0件

#### (5) コンプライアンス対策の取組

所属におけるコンプライアンス確保方策の取組実施率（日常的な指導、関係情報の管理等）

	H26第1四半期	H25第1四半期
取組率	100%	100%

## 改正担い手3法に基づく発注者責務等への対応状況

発注者の責務等		京都府の対応状況	判定	参考資料
<b>●公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)</b>				
<b>発注者の責務</b>				
①	担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定 〈法7①(1)〉	・国交省の単価改定後すみやかに最新単価を反映(労務費年1回、資材単価年3回) ・急激な賃金等の変動にインフレライド条項を適用(平成26年2月) ・歩切りの実例なし	○	参考資料1 参考資料2
②	不調、不落の場合等における見積り徴収〈法7①(2)〉	現在は深刻な不調・不落が発生していないが、今後の動向に応じて検討予定	△	
③	低入札価格調査基準や最低制限価格の設定 〈法7①(3)〉	建設工事は最新の公契連モデルを採用 <b>測量等業務委託について導入を検討</b>	△	参考資料3 資料3
④	計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 〈法7①(4),(5)〉	・きめ細かな発注見通しの公表(平成25年9月) ・フレックス工期の試行(平成26年2月) ・設計変更ガイドライン策定(平成23年3月)	○	参考資料4 参考資料5
⑤	発注者間の連携の推進〈法7②,③〉	・府内市町村を含めた会議(府公契連・発注者協議会等)で連携 ・企業評価の標準化等について全国的な議論の途上	△	
<b>多様な入札契約制度の導入・活用</b>				
⑥	若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価〈法13〉	・若手技術者の評価、多様な入札方式(段階的選抜方式等)、社会資本の維持管理については、国において策定中の運用指針等を参考に検討予定 ・災害時の体制確保として、雇用の維持や機械保有等を総合評価競争入札において評価(平成19年11月)	△	
⑦	段階的選抜方式〈法16〉			
⑧	技術提案交渉方式〈法18〉			
⑨	地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注)〈法20〉			
<b>●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)</b>				
⑩	公共工事の入札の際に入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者がその内容を確認〈法12,13〉	平成15年7月から全ての工事等で提出を義務付けて内容確認を行っており、平成24年2月から更に厳格化を実施	○	
⑪	公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大〈法15〉	平成24年8月に元下指針を策定し、同指針において小規模工事についても、施工体系図及び下請契約書の写しの作成・提出義務を規定	○	
<b>●建設業法</b>				
⑫	建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記〈法25の27〉	地域人づくり事業等、担い手確保・育成事業にも取り組み中	○	
⑬	建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設〈法別表1〉	法の施行に合わせて関係規定を整備	○	
⑭	建設業許可に係る暴力団排除条項を整備〈法8⑨,⑪,⑫,⑬〉	・昭和62年に府警本部と合意書を締結し、建設業許可等に係る暴力団員等情報において密に連携 ・平成23年4月施行の京都府暴力団排除条例に暴力団排除条項を整備 ・ <b>暴力団非該当に関する誓約書を元請に集約する仕組みを検討</b> (元下指針に基づく施工体系図に記載される全下請業者を対象)	○	資料6

# 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

## 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

## 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

### <建設業法等の一部を改正する法律案>

## 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

## 建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達  
→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

### <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
  - 発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大
- <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保**

➤ H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➤ H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➤ H26.6.4  
公布・施行

### ☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
  - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
    - ・ダンピング受注の防止
  - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善 等
  - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。  
→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。  
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

## 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】  
→見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】  
→談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】  
→手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】  
→解体工事について、事故を防止、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】  
→維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>※</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】  
→建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

## 品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

### 経緯

- ▶ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 6/4 公布

### 施行日

- ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- ▶ 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- ▶ 公布の日から2年以内に施行（④）

# ○関係法令

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

### 第一章 総則

#### （発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
  - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
  - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
  - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
  - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
  - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
  - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

### 第三章 多様な入札及び契約の方法等

#### 第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

##### （競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

## 第二節 多様な入札及び契約の方法

### (段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

### (技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

### (地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

### (入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

### (各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

### (施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一



項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

## 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（許可の基準）

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

1～8（略）

- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

10（略）

- 11 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

- 12 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

- 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保）

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

別表第一

(略)	(略)
解体工事	解体工事業

## 参考資料1 公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定

### 1 趣旨

技能労働者の不足等に伴う労働市場の適正価格を適切・迅速に反映するため、機動的な単価の見直しを実施します。

### 2 内容

#### (1) 平成 25 年 4 月公共工事設計労務単価改定

- ・ 全産業平均を約 25%下回る建設業の給与水準を引き上げ、ひっ迫している技能労働者の需給を改善します。
- ・ 社会保険料の労働者負担分相当額の計上により、技能労働者の社会保険等への加入徹底を図ります。

職種	H25単価	H24単価	上昇率	参考:H10単価
特殊作業員	17,800円	16,200円	9.9%	21,600円
普通作業員	15,000円	13,100円	14.5%	17,700円
軽作業員	11,200円	10,200円	9.8%	12,800円
とび工	18,900円	17,000円	11.2%	22,100円
鉄筋工	18,000円	16,200円	11.1%	23,700円
特殊運転手	17,500円	15,900円	10.1%	22,600円
一般運転手	15,400円	14,000円	10.0%	20,000円
型わく工	19,000円	16,500円	15.2%	22,900円
大工	18,200円	16,100円	13.0%	26,300円
左官	17,800円	15,400円	15.6%	21,900円
交通誘導員	9,500円	8,400円	13.1%	10,100円

- ・ 京都府の平均上昇率は 12.1%（全国平均 15.0%、被災 3 県 21.0%）

#### ○ 適用期日

平成 25 年 5 月 1 日以降に入札公告又は入札通知する建設工事から適用

#### ○ 特例措置

平成 25 年 4 月実施の公共工事設計労務単価の改正に際し、旧単価等により予定価格を積算している工事等の受注者は、発注者に対し、旧単価等に基づく契約を新単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができます。ただし協議を請求できるのは請求期限内に限ります。

【請負代金額又は業務委託料の変更】

変更後の請負代金額＝(新単価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

変更後の業務委託料＝(新技術者単価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

#### ○ 協議請求期限 : 平成 25 年 5 月 31 日まで

(2) 平成 26 年 2 月公共工事設計労務単価改定・設計業務等技術者単価改定

- ・ 最近の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、例年の 4 月改定を前倒しして実施します。

職種	新単価	H25単価	上昇率
特殊作業員	18,300円	17,800円	2.8%
普通作業員	16,100円	15,000円	7.3%
とび工	20,100円	18,900円	6.3%
鉄筋工	19,100円	18,000円	6.1%
特殊運転手	18,000円	17,500円	2.9%
型わく工	20,200円	19,000円	6.3%
大工	19,300円	18,200円	6.0%
交通誘導員	10,400円	9,500円	9.5%

- ・ 京都府の平均上昇率は 6.2% (全国平均 7.1%、被災 3 県 8.4%)

職種	新単価	H25単価	上昇率	
設計業務	主任技師	47,000円	44,700円	5.1%
	技師A	41,000円	38,900円	5.4%
	技術員	22,600円	21,800円	3.7%
測量業務	測量技師	26,900円	25,700円	4.7%
	測量助手	21,700円	20,300円	7.0%
地質業務	地質調査技師	35,600円	33,700円	5.6%
	地質調査員	22,400円	20,900円	7.2%

- ・ 平均上昇率は 4.7% (全国一律)

○ 適用期日

平成 26 年 2 月 17 日以降に入札公告又は入札通知する建設工事等から適用

○ 特例措置

- ① 平成 26 年 2 月実施の公共工事設計労務単価・設計業務等技術単価の改正に際し、旧単価等により予定価格を積算している工事等の受注者は、発注者に対し、旧単価等に基づく契約を新単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができます。ただし協議を請求できるのは請求期限内に限ります。

【請負代金額又は業務委託料の変更】

変更後の請負代金額=(新単価により積算された予定価格) ×当初契約の落札率

変更後の業務委託料=(新技術者単価により積算された予定価格)×当初契約の落札率

- ② 平成 26 年 2 月実施の公共工事設計労務単価の改正に際し、平成 26 年 2 月 1 日以降に着手する現場作業については、新単価に基づき実施します。

○ 協議請求期限 : 平成 26 年 2 月 28 日まで

## 参考資料2 インフレスライドの適用

### 1 趣旨

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更します。

### 2 内容

工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、受注者は、工期内に急激な資材労務単価等の変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに、変動額の 1%を超える額を発注者に請求できます。

#### 【スライド額の算定】

スライド額は、次式により算出する。

$$S = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額  
(変動前残工事額)

P2 : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出した P1 に相当する額  
(変動後残工事額)

P1 及び P2 は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

### 3 対象工事

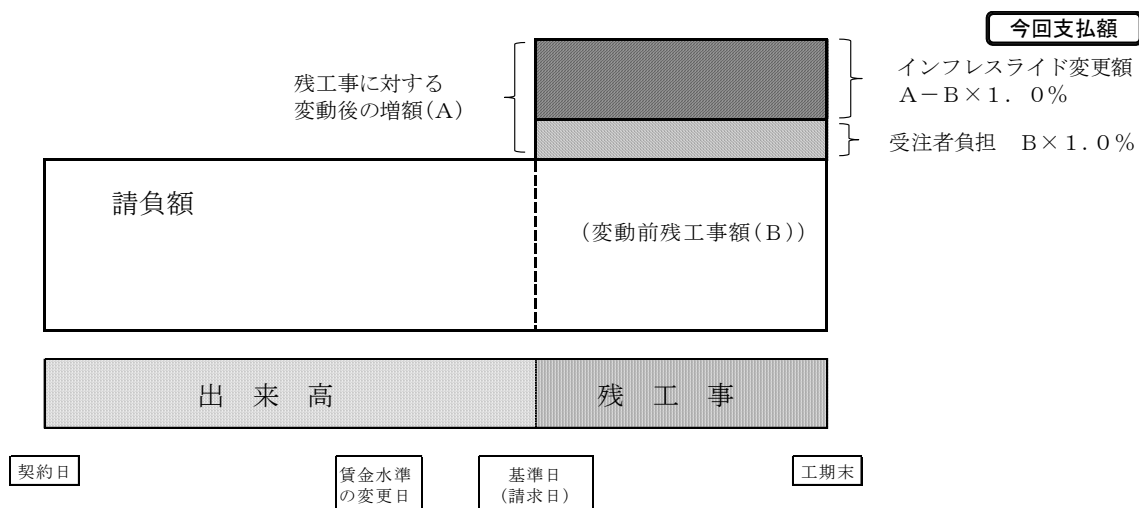
インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とします。

- (1) 平成 26 年 1 月 31 日以前に契約を締結している工事であること。
- (2) 基準日において、残工期が 2 ヶ月以上あること。
- (3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

### 4 基準日

スライド変更のため出来高を確認する日

#### ◆インフレスライド適用のイメージ図



## 参考資料3 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直し

### 1 趣旨

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を適用します。

### 2 内容

一般管理費等に乗じる数値を 0.30 から 0.55 に改正

- 低入札価格調査基準価格

現 行				改 正 後			
旧	H23.12改正			新	H25.5改正		
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05	直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80		現場管理費	×	0.80	
一般管理費等	×	0.30		一般管理費等	×	0.55	

- 最低制限価格

現行(参考値)				改正後(参考値)							
旧	H23.12改正			新	H25.5改正						
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05	直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05				
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90					
現場管理費	×	0.80		×	α	現場管理費		×	0.80	×	α
一般管理費等	×	0.30		一般管理費等	×	0.55					

### 3 対象工事

調査基準価格：予定価格 1 億円以上の低入札価格調査制度を適用する工事を対象

最低制限価格：予定価格 1 億円未満の最低制限価格制度を適用する工事を対象

### 4 適用期日

平成 25 年 5 月 22 日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用

## 参考資料4 きめ細やかな発注見通しの公表

### 1 趣旨

建設業者が計画的に工事を受注できるよう、発注見通しの記載内容を充実します。

### 2 内容

- 「発注工種」、「等級」欄を追加
- 「発注済」、「廃工」となった工事は、公表シートから削除
- 「入札・契約の方法」から「随意契約」を廃止
- 「備考」欄における「変更」の内容を明確化（(概要) (工種) (時期) (等級) (その他)）

### 3 対象工事

当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円を超える工事

### 4 適用期日

平成25年度「第3回発注見通しの公表」から

#### ◆発注見通しの公表改正イメージ図

平成25年度 工事発注見通し（その〇）

平成25年 月 日公表

第3回公表から追加

〇〇土木事務所

番号	道路・河川等の名称	工事の名称	施工場所	工事期間	種別	工事概要	入札・契約の方法	入札時期	発注工種	等級	備考
1002	養老停車場線 (隠元橋)	地方道路交付金(橋りょう)工事 (債務負担行為)	宇治市五ヶ庄	10ヶ月	鋼橋架設工事	桁製作工1式、架設工1式、橋面工1式	一般競争入札	第4四半期	土木一式	S、I	
1003	綾部大江宮津線	臨時生活関連施設整備工事	綾部市大島町	2ヶ月	道路維持工事	道路区画線工L=1200m	指名競争入札	第3四半期	塗装(土)	-	
1005	浅井川網野駅線 (仮称・新庄橋)	地方道路交付金(街路)工事 (その1)(繰越)	京丹後市網野町 浅井川	8ヶ月	PC橋工事	橋梁上部工 L=35.4m PCコン桁橋	一般競争入札	第4四半期	土木一式	S、I	変更(時期)
1006	小倉西舞鶴線	臨時生活関連施設整備工事	舞鶴市宇森本町	3ヶ月	道路修繕工事	工事延長L=500m 側溝工	指名競争入札	第4四半期	土木一式	IV、V	追加
2002	切山	地すべり対策工事(その1)	笠置町切山	6ヶ月	砂防・地すべり等工事	L=2,150m、集水横断・ルグ工5基	一般競争入札	第3四半期	法面処理	-	追加
2003	畑川ダム	河川総合開発工事	丹波町下山	-ヶ月	河川・道路構造物工事	橋梁下部工 橋台2基 橋脚1基	一般競争入札	第4四半期	土木一式	S、I	
2004	今須川	通常砂防工事	夜久野町今西中	-ヶ月	砂防・地すべり等工事	ダム工 H=2.5(10.0)m L=20.6(61.3)m	一般競争入札	第4四半期	土木一式	II	変更(概要)
3001	東海自然歩道	東海自然歩道施設整備工事	京都市 右京区~西京区	5ヶ月	公園工事	案内標識設置他 L=10km	一般競争入札	第3四半期	交通安全	-	
101	桂川右岸流域下水道	洛西浄化センター建設工事 (沈砂・し渣処理機械設備)	長岡京市勝竜寺	10ヶ月	機械工事	沈砂・し渣処理施設機械設備1式	一般競争入札	第4四半期	その他	-	追加

平成25年度工事発注見通しの公表 公表スケジュール

第1回	平成25年	4月1日(月)	} (公表済)
第2回	"	6月28日(金)	
第3回	"	9月30日(月)	
第4回	"	12月27日(金)	
*第5回 平成26年 1月31日(金)			

\*災害復旧事業箇所決定の時期を考慮し、追加したもの

工事業者が入札スケジュールを計画する際の参考資料とするため、発注見通しの公表様式の仕様を一部変更した。

**第3回公表(9/30公表)からの変更点**

- 「発注工種」、「等級」欄を追加
- 「発注済」、「廃工」となった工事は、公表シートから削除
- 「入札・契約の方法」から「随意契約」を廃止
- 「備考」欄における「変更」の内容を明確化（(概要) (工種) (時期) (等級) (その他)）

**【参考】**

- 入札・契約の方法・・・「指名競争入札」「一般競争入札」
- 発注工種・・・「土木一式」「建築一式」「管」「鋼構造物」「ほ装」「電気」「造園」「法面処理」「交通安全」「塗装(土)」「その他」
- 等級・・・「S、I」「II」「III」「IV、V」「JV」(土木一式工事の場合、ブロック発注標準除く)
- 備考・・・「追加」「変更(概要)」「変更(工種)」「変更(時期)」「変更(等級)」「変更(その他)」

## 参考資料5 フレックス工期による契約方式の試行

### 1 趣旨

年度末発注工事等では、技術者不足に伴い、入札参加者数が減少し競争性が低下する懸念があるため、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択できる契約方式を試行します。

### 2 内容

受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができます。

※当面の間、年度末の技術者不足により入札参加者の減少が懸念される、各年 2 月 1 日以降に入札公告する工事を対象とし、工事開始期限日は、契約会計年度の翌年度の 4 月 1 日とします。

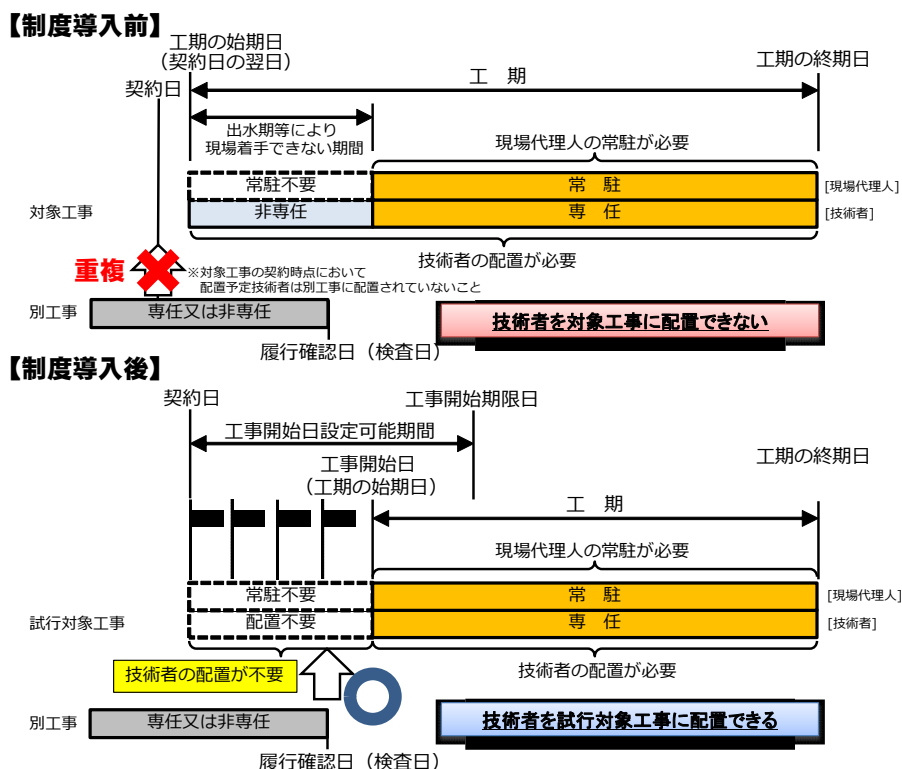
### 3 対象工事

- 一般競争入札方式で調達する工事のうち、次のすべての要件を満たす工事
  - ・ 受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められること
  - ・ 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保できていること

### 4 適用期日

平成 26 年 2 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用

#### ◆フレックス工期による契約方式の試行のイメージ図



# 1 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行(一部改正)

## 1 趣旨

標準積算による積算額と実際にかかる費用との間に乖離が生じることが想定される工事を対象に、実態に合わせた積算方法を平成26年2月から試行していますが、入札及び契約の方法について、合冊方式のほか合併入札によることができるよう改正しました。

## 2 内容

- (1) 施工箇所間の直線距離が100m以内の複数の工事については、ひとつの工事とみなして積算し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整を行います。
- (2) 施工箇所間の直線距離が100mを超える複数の工事については、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出し調整を行わず、一般管理費のみについて当該複数の工事をひとつの工事とみなして調整を行います。((1)でひとつとみなした複数の工事については、当該複数工事をひとつの施工箇所とみなします。)

## 3 対象工事

災害復旧事業及び府民公募型整備事業で施工箇所間の直線距離が100mを超える複数の工事をまとめて発注するもの

## 4 入札及び契約の方法

次のいずれかの方法によることとする。

### (1) 合冊入札による方法

ア 入札については、一件の入札で複数の契約をする方法で行う。

イ 契約については、2(1)の工事を契約単位として、100mを超える施工箇所毎に個別に締結する。

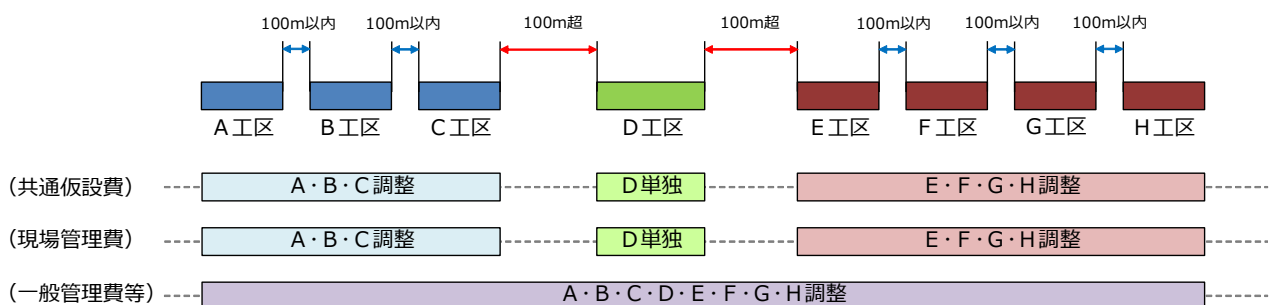
### (2) 合併入札による方法

入札及び契約については、2(2)の複数の工事をひとつの工事とみなして、一件の入札で一件の契約をする方法で行う。

## 5 適用期日

平成26年9月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

### ◆施工箇所が点在する工事の積算方法の試行のイメージ図





## 2 フレックス工期による契約方式の試行(一部改正)

### 1 趣旨

技術者不足に起因して、入札参加者数が減少し競争性が低下する懸念がある工事において、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択できる契約方式を平成 26 年 2月から年度末発注工事を対象に試行していますが、その対象工事を拡大します。

### 2 内容

受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができます。(工事開始期限日は公告文等で発注者が別に定めます。)

### 3 対象工事

- (1) 年度末の技術者不足により入札参加者の減少が懸念される、各年 2 月 1 日以降に入札公告する工事
- (2) 出水期により着手時期に制限がかかる工事
- (3) 漁期、農繁期又は猟期等により着手時期に制限がかかる工事
- (4) 工事開始期限日から工期の終期日までの期間が 1 箇年を超える長期間工事
- (5) 議会の議決に付すべき工事

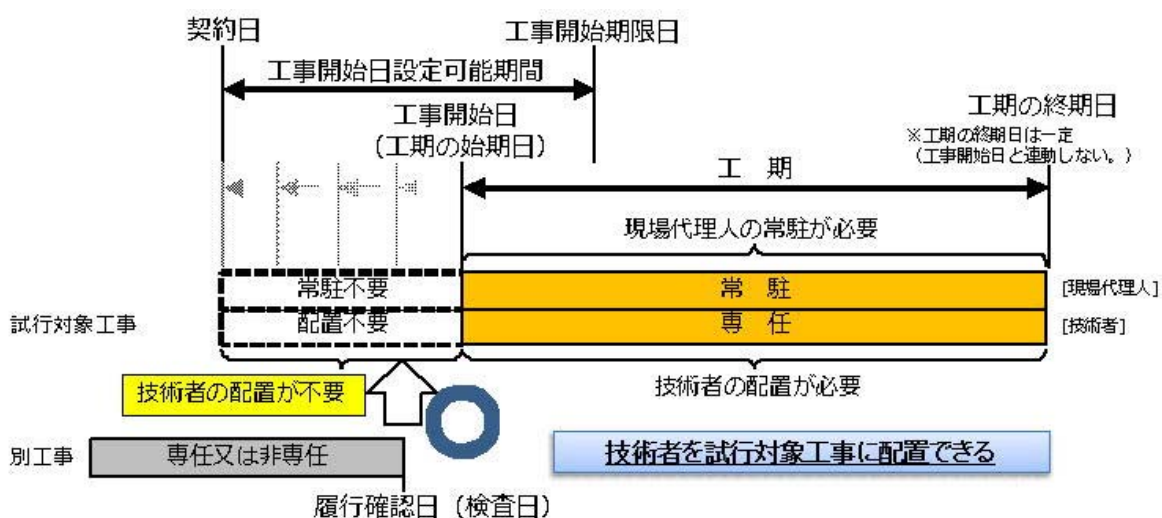
### 4 適用期日

平成 26 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用

### 5 詳細資料

○「フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領」

#### ◆フレックス工期による契約方式の試行のイメージ図



## 測量等業務委託に係る最低制限価格の設定について

本年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、発注者の責務として、ダンピング対策が義務付けられたことを踏まえ、測量等業務委託についても下記のとおり最低制限価格を設定する。

### 記

#### 1 最低制限価格設定の背景

- 品確法改正により、発注者責務として、「その請負代金の額によっては適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること」が義務付けられた。
- (一社)京都府測量設計業協会、(一社)建設コンサルタント協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(一社)京都府建築士事務所協会、(一社)京都建築設計監理協会、京都府建築家協同組合からも、最低制限価格の設定について要望がある。

#### 2 府発注業務の現状

- 一部の業務委託において、極めて低価格で応札され、業務成果の品質確保が懸念される案件が見られる。
- 府発注業務の現状の平均落札率は国の算定式による最低制限価格と比較して高い水準で推移し、最低制限価格設定による事業執行への影響はほとんどないと考えられる。

#### 3 最低制限価格の設定(案)

- 国の算定式に準じて最低制限価格制度を導入する。(予定価格の70%～80%)
  - 測量: 直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.4
  - 土木設計: 直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3
  - 建築設計: 直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料×0.6+諸経費×0.6
  - 地質調査: 直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+業務費×0.75+諸経費×0.4
  - 補償設計: 直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3

#### 4 公契約大綱別紙の一部改正

公契約大綱 別紙 (3)ダンピング対策の取組に下記を追記する。

○測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

#### 5 今後の予定(案)

- 業界周知の上、すみやかに適用

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（抄） （平成十七年法律第十八号）

### （基本理念）

#### 第三条（略）

8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

（略）

11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

### （発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

（略）

3 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

## 物品調達における府内中小企業に限定した入札の実施について

京都府の物品調達においては、公契約大綱を踏まえ府内企業への発注に努めているところですが、依然として厳しい状況にある府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、下記のとおり、府内中小企業に限定した入札を実施します。

### 記

#### 1 内容

物品のうち、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る必要があると認められる物品の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）に限定した入札を実施する。

##### (1) 対象品目

中小企業が製造する割合が高く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る必要があると認められる中小企業官公需特定品目（10品目）

織物（綿（タオル織物を含む。）など）、外衣・下着類（制服、作業外衣など）、その他の繊維製品（寝具など）、家具（机、テーブルなど）、印刷、機械すき和紙（トイレットペーパーなど）、潤滑油、事務用品（筆記用具、ホッチキス、用紙など）、台所・食卓用品（包丁、なべ、きゅうす類など）、再生プラスチック製製品（くい、ベンチなど）

##### (2) 例外案件

- ・WTO案件
- ・府内に受注できる中小企業がない場合か、極めて少数の場合
- ・府内中小企業以外の府内企業への発注に比べて経費が明らかに割高となる場合など、経済性に欠けると認められるとき

#### 2 公契約大綱の一部改正

公契約大綱に次の内容を追記する。

##### (1) 本文のⅢ 2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

##### (2) 別紙 2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

###### (6) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

○物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

#### 3 スケジュール

入札実施要領の作成、対象となる企業への周知を図った上で、1月を目途に運用開始

## 地方自治法施行令（抄） （昭和22年政令第16号）

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

## 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抄） （昭和41年法律第97号）

（受注機会の増大の努力）

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

（地方公共団体の施策）

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

## 平成26年度中小企業者に関する国等の契約方針

（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

- （1）官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業・小規模事業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定（参考6）しています。国等は、これら特定品目に係る個々の発注については、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとしています。

## 公契約大綱（案）

### はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、~~今回は~~建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

### I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

### II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

### III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。  
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

#### 1 健全な競争環境の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンプینگ）への対応を強化します。

## 2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。
- ◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

## 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

## 4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

## IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

### 1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
  - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
  - ・不適正事案における調査への協力
  - ・下請重層化の抑制

### 2 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

## V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

## 【別紙】

### 1 健全な競争環境を確保する取組

#### (1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

#### (2) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
  - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
  - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
  - ・決裁ルートを必要最小限とする。
  - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
  - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
  - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
  - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
  - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
  - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
  - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内部通報制度の活用)
- 不正事案に対する厳罰化(ペナルティ強化)を図る。
  - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。(最大36箇月)
  - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。



### (3) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
  - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

## 2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

### (1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
  - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の種類を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
  - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

### (2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

### (3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。
- 災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。

### (4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

### (5) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

### (6) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

- 物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

### 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

#### (1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
  - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
  - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
  - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
  - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

#### (2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
  - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

### 4 事業活動における社会貢献を確保する取組

#### (1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

#### (2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に係る指針」の改正について

1 趣旨

京都府発注工事からの暴力団排除を一層徹底するため、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に係る指針」を以下のとおり改正する。

2 改正概要

(1) 京都府暴力団排除条例事項を指針に明記

- ①下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない（第4の3）
- ②下請契約に際し、相手方が暴力団員でない旨の誓約書徴取（第4の3）

(2) 全ての下請契約者が暴力団員等でないことの確認

- ①下請契約書の写しとともに誓約書の写しの提出を義務化を規定  
（第6の1、第10の1）
- ②下請契約時に確実に確認できるよう下請工事契約時チェックリストを改正  
（様式第3号）

(3) 上記を違反した場合にペナルティを規定（第11の1（3））

3 改正時期

11月 1日以降に入札公告又は入札通知する建設工事から適用

**京都府暴力団排除条例（抄）**  
**（平成22年京都府条例第23号）**

（公共工事からの暴力団排除）

第13条 府は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

- 2 府と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。
- 3 次に掲げる者（以下「下請契約者」という。）は、府の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。
  - (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
  - (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
  - (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
  - (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
  - (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
  - (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- 4 次に掲げる者（以下「物品納入等契約者等」という。）は、府の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。
  - (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者
  - (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
  - (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
  - (4) 前項各号に掲げる者
  - (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
  - (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
  - (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- 5 府、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額（1件の公共工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合については、この限りでない。
- 6 府、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

様

住 所

氏 名 印

\*法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地

### 誓 約 書

私並びに京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

## 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化 及び労働環境の確保に関する指針（案）

制定 平成24年8月20日

改正 平成26年 月 日

### （目的）

第1 この指針は、京都府が発注する建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む。以下「府工事等」という。）において、下請契約の適正化及び下請負人の保護並びに労働環境の確保に関する遵守事項その他必要な事項について定め、府工事等に係る請負契約の履行を通じ、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）直接請負者

府工事等を府から直接請け負った者をいう。

（2）元請負人

すべての下請契約における注文者をいい、一の府工事等が数次の下請契約により行われる場合は、直接請負者はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。

（3）下請負人

すべての下請契約における請負人をいい、一の府工事等が数次の下請契約により行われる場合は、直接請負者からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負人をいう。

### （一括下請負の禁止等）

第3 一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、建設工事の質の低下、下請負人の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること及び発注者である府の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有するものであり、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、原則として、下請負の次数を建築一式工事においては3次、建築一式工事を除く建設工事においては2次以内とするものとする。なお、下請負の次数がこれを超える場合、重層下請理由書（様式第1号）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを府に提出するものとする。ただし、特殊で専門的な工事等において、定められた次数を超える次数の下請が必要であると府が認める工事については、その限りではない。

### （下請負人の選定）

第4 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる事項を満たす者を選定するものとする。

（1）その建設工事の施工に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）により営業を禁止され、又は停止されている者ではないこと及び建設業を営むに当たり必要な許可を受けていない者ではないこと。

（2）府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置がされている者ではないこと。

（3）第11（3）表ウに定める下請参加停止者として指定されている者ではないこと。

2 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、やむを得ない事由のある場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとする。なお、京都府内に本店を有

する者以外から下請負人を選定する場合、直接請負者は、府外下請選定理由書（様式第2号。以下「理由書」という。）を作成しなければならない。また、直接請負者は、全ての理由書を取りまとめ、府に提出するものとする。

**3 元請負人（京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第2項に規定する元請契約者又は同条第3項に規定する下請契約者に該当する者に限る。）は、府の請負契約に関して下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）を同条例第2条第4号に規定する暴力団員等との間で締結してはならない。**

**また、元請負人（同条例第13条第5項の規定による誓約書（以下「誓約書」という。）を徴する義務を有する者に限る。）は、府の請負契約に関する下請契約の締結に当たり、その相手方から誓約書を徴しなければならない。**

第5 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 過去における工事の施工が優良な者であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有する者であること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できる者であること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できる者であること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できる者であること。
- (6) 財務内容が良好であり、経営が不安定である者ではないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められる者であること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがない者であること。
- (10) 労働災害を起こすおそれがない者であること。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがない者であること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する下請代金、資材購入費等の代金不払を起こすおそれがない者であること。

#### **(下請契約の締結及び履行)**

第6 元請負人は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、各工事ごとに、下請工事契約時チェックリスト（様式第3号）を作成し、適正な契約がなされているかどうか確認するものとする。

また、直接請負者以外の元請負人は、府工事等に係る下請契約を締結したときには、遅滞なく、直接請負者に、契約書の写しに下請工事契約時チェックリスト **及び誓約書の写し** を添えて提出するものとする。

- (1) 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、府工事等に係る請負契約における必須記載条項として別表に掲げる事項を記載し、下請負人と下請契約を締結すること。
  - (2) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- 2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
- (1) 下請契約を締結する前に、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分協議の上施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、見積を行うために必要な期間を確保すること。
  - (2) 請負金額は、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を反映した

合理的なものとし、その決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。

- (3) 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。(資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該請負代金の増額をしないことにより、実質的に減額するときを含む。)
- 3 元請負人は、下請契約の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
  - (2) 建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くこと。
  - (3) 下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
  - (4) (3) の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。(下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に、引渡しを受ける旨の特約がある場合を除く。)

#### **(請負代金等の支払)**

- 第7 元請負人は、下請契約に係る請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内に支払うこととし、当該期間内においても、できる限り短い期間内に支払うよう努めること。
- 2 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
    - (1) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあつては支払額に占める現金の比率を高めること。
    - (2) 請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。
    - (3) 手形期間は120日以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。
    - (4) 元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
    - (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がなく、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
  - 3 元請負人が特定建設業者であるときは、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人である場合を除き、次に掲げる事項を遵守するものとする。
    - (1) 請負代金の支払は、第6の3(3)に規定する建設工事の完成の通知を受けた日から50日以内又は元請負人が府若しくは注文者から請負代金の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から1月以内のいずれか短い期間内に支払うこととし、当該期間内においても、できる限り短い期間内に支払うよう努めること。
    - (2) 手形払を利用する場合にあつては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

#### **(技術者の適正な配置)**

- 第8 元請負人及び下請負人は、請負金額が2千5百万円以上(建築一式工事にあつては5千万円以上)の建設工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者を専任で置くものとする。



- 2 直接請負者は、下請契約の総額が3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）となる場合にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。

### （建設労働者の雇用条件等の改善）

第9 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
  - (2) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
  - (3) 賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
  - (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
  - (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
  - (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
  - (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
  - (8) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
  - (9) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
  - (10) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
  - (11) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
  - (12) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に掲げる法令及び最低賃金法（昭和34年法律第17号）第4条第1項の規定を遵守すること。
  - (13) 下請契約における労働関係法令の違反について行政指導があつたときは、直接請負者に、当該指導文書（労働基準監督官が交付した是正勧告書）の写しを提出すること。
  - (14) (13)において、是正指導をうけた事項に係る是正報告をしたときは、直接請負者に、当該是正報告書（労働基準監督署長あて是正（改善）報告書（監督署の受付印のあるもの））の写しを提出すること。
- 2 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するよう努めるものとする。
- (1) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しない者にあつても、適正な就業規則の作成に努めること。
  - (2) 災害が発生した場合は、当該下請契約の元請負人及び直接請負者に報告すること。
  - (3) なお健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
  - (4) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
  - (5) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。
  - (6) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。
  - (7) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、必要に応じて現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、直接請負

者は、これに努めること。

(8) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。

(9) 雇用管理責任者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

3 直接請負者は、次の事項を遵守するとともに、全ての下請負人が1及び2に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(1) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）の遵守

(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付の措置を講ずること

(3) 適正な工程管理の実施等の措置を講じること

(4) 建設業法施行令第7条の3に掲げる法令及び最低賃金法第4条第1項の規定に係る下請負人の遵守状況の把握

4 直接請負者以外の元請負人は前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、直接請負者に協力するものとする。

### （施工体制の把握）

第10 直接請負者は、府工事等についての施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写しとともに、すべての下請契約書の写しを添付し、府に提出するものとする。

2 直接請負者は、請負代金額が3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）になるとき又は設計図書若しくは監督職員の指示により作成するものとされたときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに府に提出するものとする。

3 直接請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出するものとする。

### （府の指導、助言及び指示）

第11 府は、次に掲げるところにより、この指針の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るものとする。

(1) 府は、直接請負者に対し、この指針の遵守を求めるとともに、直接請負者以外の元請負人又は下請負人による指針の遵守を確保するため、直接請負者に対し、必要な指導又は助言を行う。

(2) (1)に規定するほか、府は、直接請負者以外の元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、直接請負者に対し書面により、是正及び調査その他必要な措置（違反内容が重大であつて、直ちに是正等が必要と府が認めた場合における合同調査を含む。）を講ずるよう指示するものとする。

(3) (1)及び(2)について、次の表に該当するときは、それぞれに定める措置をとるものとする。

対象者	措置対象となる行為	措置の内容
ア 直接請負者	(7) 第3の2、第4、第6の1本文及び(1)並びに第10の規定に違反した場合に、是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (4) 第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求めるなど、府からの指	指名停止措置要領に基づく措置

	<p>示に、正当な理由なく従わないとき。</p> <p>(ウ) 直接請負者以外の元請人又は下請負人が第3の2、第4の1、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反した場合に、直接請負者としての必要な措置を講じるよう求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。</p> <p>(エ) 直接請負者以外の元請負人又は下請負人が第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。</p>	
<p>イ 府工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有するア以外の元請負人又は下請負人</p>	<p>(ア) 第4の1 <b>及び3</b>、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。</p> <p>(イ) 第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。</p>	<p>指名停止措置要領に基づく措置</p>
<p>ウ 府工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有しないア以外の元請負人又は下請負人</p>	<p>(ア) 第4の1 <b>及び3</b>、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、正当な理由なく、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。</p> <p>(イ) 第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。</p>	<p>下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない。</p>

### (関係機関との連携)

第12 この指針で遵守を求める法令等を所管する機関との連携を強化することにより、情報共有を図るとともに、法令等違反事案については必要に応じ所管機関あて通報するものとする。

### (下請参加停止者の指定期間及び公表方法)

第13 第11の(3)ウに定める下請参加停止者の指定期間及び公表方法については、次に掲げるところによる。

(1) 指定期間は1箇月とする。

(2) 公表方法は入札参加資格者のみ閲覧可能な手法でホームページへ掲載して行うものとする。

**(契約遵守窓口の設置)**

第14 元請負人と下請負人との間に生じた紛争等について把握し、元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を置く。

2 直接請負者は当該府工事等の契約遵守窓口について、工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知しなければならない。

別 表 府工事等に係る元請負人及び下請負人間の契約書必須記載条項(第6関係)

(関係法令の遵守)

- 第1条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を遵守する。
- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
  - 3 下請負人は、前項に規定する行政指導を受けた場合は、京都府から直接工事を請け負った者（以下「直接請負者」という。）に対して、行政指導文書及び是正（改善）報告書の各写しを提出しなければならない。
  - 4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前3項の規定の内容を遵守させるため、これらの規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)

- 第1条の2 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、前条に定めるもののほか、京都府が発注する建設工事に関し、工事請負契約を締結する者の責務として別添「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（平成24年8月20日制定。以下「指針」という。）に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する指針の遵守のため、必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
  - 3 下請負人は、この契約を履行するに当たり、下請等契約を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(是正及び調査への協力)

- 第1条の3 下請負人はこの契約の履行に当たり、この契約によって請け負った工事について、直接請負者から次の法令等について違反しているとして是正を求められた場合においては、当該是正の求めに対して誠実に対応するものとする。
- (1) 第1条第1項に規定する法令のうち、建設業法施行令第7条の3に規定する法令の規定又は最低賃金法第4条第1項の規定
  - (2) 第1条の2第1項に規定する指針に掲げる事項
- 2 前項の是正の求めによっても、なお下請負人において是正が行われないと直接請負者が認め、かつ、京都府においても下請負人に是正の必要があると特に認めた場合において、京都府及び直接請負者が共同して当該是正のための下請負人に対する調査を実施しようとするときは、下請負人の事務所への立ち入り及び保有する関係書類の提出その他調査に必要な事項の情報提供等について、積極的に京都府及び直接請負者に協力するものとする。

下請工事契約時チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)  
商号・名称  
代 表 者

印

契約相手方（下請）の商号・名称	
-----------------	--

	項 目	は い	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「指針」という。）に定める重層下請（建築一式工事は3次、建築一式工事を除く建設工事は2次以内）を超える回数の下請を行っていない。※		
3	建設業法により営業禁止され、又は停止されている者ではないこと及び建設業を営むに当たり必要な許可を受けていない者への下請は行っていない。		
4	京都府から指名停止措置（府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置）を受けている者への下請は行っていない。		
5	指針に定める下請参加停止措置者として指定されている者への下請は行っていない。		
6	京都府内に本店を有する者から下請負人を選定している。※		
7	<u>指針に定める暴力団員等との下請契約は行っていない。</u>		
8	建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、指針第6別表に定める契約書必須記載事項を記載している。		
9	自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としていない。		
10	労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法に係る建設労働者の雇用条件等、 <u>指針第9の1（1）から（14）に掲げる事項</u> に抵触する事実はない。		
11	下請契約書の締結に先立って下請工事を開始していない。		
12	その他、法令や指針に抵触する事実はない。		

〔記入上の注意〕

- 各々の元請負人は、府発注工事に係る全ての下請契約締結時（二次下請以降の契約を含む。）に、下請発注した工事について、上記の項目を確認するとともに、当該工事に係る契約書及び誓約書の写しに本チェックリストを添えて直接請負者へ提出すること。
- 府から直接工事を請け負った直接請負者は、当該工事の全ての下請契約に係る契約書及び誓約書の写し並びに本チェックリストを取りまとめの上、施工体系図とともに、府へ提出すること。（変更時も含む。）（施工体系図は工事現場の見やすい場所に掲出すること）
- 「いいえ」の欄に該当がある場合は、契約の締結前に改善等すること。

※において「いいえ」の場合は、指針に定める書類を提出すること。